

## 第1回「医業経営の非営利性等に関する検討会」議事次第

日 時 平成15年10月17日(金)  
10:00~12:00  
場 所 厚生労働省 省議室  
(中央合同庁舎第5号館9階)

- 1 開 会
- 2 医政局長挨拶
- 3 委員紹介・座長選出
- 4 資料説明及び質疑
- 5 閉 会

### 議 題

- (1) 出資額限度法人の制度化に向けた今後の検討方針等について
- (2) その他

「医業経営の非営利性等に関する検討会」委員名簿

石井	孝宜	公認会計士
大道	學	日本病院会副会長
川原	邦彦	医業経営コンサルタント協会副会長
品川	芳宣	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
田中	滋	慶応義塾大学大学院経営研究科教授
豊田	堯	日本医療法人協会会長
西澤	寛俊	全日本病院協会副会長
西島	英利	日本医師会常任理事
松原	由美	明治生命フィナンシャルランス研究所 主任研究員
真野	俊樹	多摩大学大学院客員教授
山崎	學	日本精神科病院協会常務理事

(五十音順、敬称略)

第1回 医業経営の非営利性等に関する検討会座席表

平成15年10月17日(金) 10:00~

厚生労働省 省議室(9階)

座  
長 ○  
医  
政  
局  
長  
○

窓  
側

大 道 委 員 ○  
品 川 委 員 ○  
田 中 委 員 ○  
豊 田 委 員 ○

○ 西 島 委 員  
○ 松 原 委 員  
○ 真 野 委 員  
○ 山 崎 委 員

○ 土生企画官  
○ 榮畑総務課長  
○ 渡延指導課長  
○ 田中指導課長補佐

入  
口

	(事務局)	
--	-------	--

	(傍聴席)	
--	-------	--

# 「医業経営の非営利性等に関する検討会」の設置について

## 1. 目的

「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告（平成15年3月）を踏まえ、いわゆる「出資額限度法人」の制度化に向けた社団医療法人の出資持分の在り方をはじめとして、医業経営における非営利性・公益性の徹底の観点から、医療法人制度の在り方について検討する。

## 2. 検討項目（案）

(1) いわゆる「出資額限度法人」の制度化に向けた社団医療法人の出資持分の在り方について

- ・「出資額限度」の概念（「出資額のみ限定された払戻請求権」の意味・その及ぶ範囲）
- ・出資額限度法人への移行時における税制措置を念頭においた公益性の確保のための要件の在り方

(2) 医業経営の非営利性の徹底のための方策について

- ・出資・人的関係を含めた営利法人との関係
- ・営利性排除の観点からの今後の医業経営の在り方

## 3. スケジュール

- ・上記2（1）関係で平成15年中に中間とりまとめ
- ・平成15年度中を目途に最終とりまとめ

## 検討スケジュール（予定）

- 第1回（10月17日） 出資額限度法人の制度化に向けた今後の検討方針等
- 第2回（10月29日） 出資額限度法人の制度化に向けた具体的検討  
〔移行時における税制措置を念頭においた〕  
〔公益性の確保のための要件の在り方等〕
- 第3回（11月中旬） 中間報告とりまとめ  
（出資額限度法人の制度化に向けて）
- 第4回（1月中旬） 非営利性の確保についての現状等  
都道府県調査結果報告  
研究班の研究結果報告  
非営利性の徹底のための方策
- 第5回（2月中旬） 非営利性の徹底のための方策（続き）
- 第6回（3月中旬） 最終報告とりまとめ

## 出資額限度法人の制度化に向けて整理すべき論点

### 出資額限度法人の概念

- 社員の退社時における持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権を、払込出資額を限度とした定款を有する社団医療法人としてはどうか。

### 出資額限度法人の意義

- 医療法人の「非営利性」を徹底しつつ、「医療の永続性・継続性」の確保を図ることを将来的な方向とした医業経営改革の一つの方策と位置付けてはどうか。

### 出資額

- 金銭出資・現物出資のいずれかを問わず、出資者が出資した時点の価額（出資申込書記載の等価）を基準とすることとしてはどうか。

### 出資持分の及ぶ範囲

- 上記の出資額を限度として払戻請求権が生じるものとしてはどうか。
- 物価下落時における取扱いについては、「医療の永続性・継続性」の確保という観点から検討することとしてはどうか。

### 既存の持分ある社団医療法人から出資額限度法人への移行を促進する方策（税制など）

- 持分のある社団医療法人から、出資額限度法人への移行が円滑に行われるようにするためには、所得税、法人税及び贈与税についてどのように取り扱われることが期待されるか。
- 上記のような課税上の取扱いの前提として、特定医療法人及び特別医療法人の例にも照らし、法令上の位置付けが必要となるが、このほか、同族役員の制限を始めとする公的な運営に係る要件、解散時の残余財産の帰属の要件等（「公益性の要件」と総称する。）について、どのようなものとするか。

### 出資額限度法人の法令上の取扱い

- 出資額限度法人について、公益性の要件の確保の要請と、定款自治との関係をどう考えるか。
- 具体的には、新たに出資額限度法人向けの標準定款を示すことで足りるか、少なくとも、出資額限度法人に移行した後、持分ある社団医療法人へ戻る定款変更に法令上の歯止めを設けることが適当か。

## 【具体的な出資額限度法人のイメージ】

出資額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">400万</td> <td style="width: 33%;">400万</td> <td style="width: 33%;">200万</td> </tr> </table>			400万	400万	200万
400万	400万	200万				
出資割合	出資者A 4	:	出資者B 4			
			:			
			出資者C 2			



年月の経過

※持分が及ぶ範囲は、出資額（網掛け部分）に限られる

剰余金	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">400万</td> <td style="width: 33%;">400万</td> <td style="width: 33%;">200万</td> </tr> </table>			400万	400万	200万
400万	400万	200万				
出資額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">400万</td> <td style="width: 33%;">400万</td> <td style="width: 33%;">200万</td> </tr> </table>			400万	400万	200万
400万	400万	200万				
出資割合	出資者A 4	:	出資者B 4			
			:			
			出資者C 2			

(注)

- ※ 出資者A=400万円、出資者B 400万円、出資者C=200万円という返還限度額はいくら剰余金が増えたとしても変わらない。また、このルールについて、定款を変更することもできない。
- ※ 仮に、出資額限度法人の出資者Aのみが持分を放棄した場合については、400万円の利益は法人に帰属することとし、出資者B及び出資者Cには帰属しない。